

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 静 | 岡 | 市 | 文 | 化 | 振 | 興 | 計 | 画 |
| 2 | 0 | 1 | 7 | » | 2 | 0 | 2 | 2 |



文化に愛され、
文化を愛するまち、
静岡市。



はじめに

静岡市は、平成 27 年 3 月に策定した第 3 次静岡市総合計画において、「世界に輝く静岡」の実現を掲げ、新たなまちづくりをスタートさせました。

そのような中で、今後のまちづくりには文化のちからが重要であり、その創造性を活かした取組に期待が高まっています。

文化は高尚なものばかりではなく、普段の生活の中に溢れています。ひとりひとりが文化を意識し、自身の生活の中に取り入れることで、こころの栄養となり、生活に潤いが生まれ、毎日が明るく楽しいものになるはずです。

またそれは、まちへの愛着と誇りを生み、このまちで暮らす喜びにつながるものと考えます。

静岡市が輝くためには、まずそこに住んでいる人が輝かなくてはなりません。個性や創造性を発揮して誰もが主役になれる場所、その舞台がここ静岡市でありたいと願います。

このたび、「文化のちからにより訪れる人、住む人を魅了するまち」を目指す将来像とした、静岡市文化振興計画を策定しました。

今後は、この計画をもとに、文化の持つ創造性を活かした盛んな交流により、にぎわいあふれる元気なまちにし、「世界に輝く静岡」の実現に向けて、市民の皆様とともにしずおか文化を育ててまいります。

最後に、この計画を策定するにあたり、市民意識調査やパブリックコメント等を通じて、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様をはじめ、関係機関、団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。



平成 29 年 3 月

静岡市長 田辺 信宏

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-------------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 しずおか文化の特徴 | 2 |
| 3 計画の位置付け | 3 |
| 4 計画期間 | 3 |
| 5 文化の定義 | 3 |
| 6 基本理念 | 4 |

第2章 現状と課題

| | |
|--------------------|----|
| 1 芸術文化等を取り巻く動向 | 5 |
| 2 本市における芸術文化等の現状 | 8 |
| 3 本市における芸術文化等の主な課題 | 11 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------|----|
| 1 目指す将来像 | 13 |
| 2 基本目標 | 13 |
| 3 基本的施策 | 14 |

第4章 施策の展開

| | |
|-----------------|----|
| 1 基本的施策の展開 | 15 |
| 2 基本的施策推進のための視点 | 20 |
| 3 リーディングプロジェクト | 23 |

第5章 推進体制

| | |
|------------------|----|
| 1 推進主体の役割 | 25 |
| 2 市内の主な文化関係施設の役割 | 29 |
| 3 計画の進捗管理と評価 | 33 |
| 4 計画全体の成果指標 | 34 |

参考資料

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1 静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査結果 | 37 |
| 2 静岡市文化振興計画策定に係る芸術文化団体調査結果 | 48 |
| 3 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例 | 49 |
| 4 静岡市文化振興審議会委員名簿 | 54 |
| 5 静岡市文化振興計画策定委員会設置要綱 | 55 |
| 6 策定経緯 | 57 |

第1章

計画の策定にあたって

ここでは、静岡市文化振興計画策定の意義と背景について述べています。

1 策定の趣旨

本市では、平成15年4月の静岡市と清水市の合併を経て、平成16年度に策定した「第1次静岡市総合計画」の基本理念を達成していくための部門別計画の一つとして、これまでの両市の文化振興に向けた取組を踏まえ、平成18年3月に「静岡市文化振興ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、「個性あるしずおか文化の創造と継承～人が文化を創り、文化が人を育てる都市（まち）を目指して～」という基本理念のもと、「しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承」、「地域性豊かな市民文化の創造」、「しずおか文化の発信と交流」を3つの目標に掲げ、これまで様々な角度から文化振興施策を進めてきました。

しかし、平成26年度をもってビジョンの計画期間が終了したことを受け、今後の文化振興の方向性を探るなかで、本市が文化を振興していく上で変わることのない理念等を条例という大きな柱として定め、文化のちからによる都市の発展を目指す姿勢を示そうと、平成28年4月に「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」が制定されました。

条例では、「文化のちからにより国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現」を目指すことが掲げられ、そのための指針として文化の振興に関する計画を定めることが条項に盛り込まれました。これを受け、「静岡市文化振興計画」を策定し、総合的かつ持続的な文化の振興を図り魅力あるまちづくりに活かすこととしました。

2 しずおか文化の特徴

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る広大な市域を有し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、古来より東西交通の要衝として栄えてきました。

弥生時代の代表的遺跡である登呂遺跡等、太古から人々が暮らしていたことがわかる遺跡も多く残され、今川家、徳川家の城下町として、また東海道の宿場町として史跡や名所旧跡も多く、豊富な歴史文化資源を有しています。

また、古くからこの地方における政治、経済、文化の中心として、様々なものがこの地に集まる恩恵を受けており、全国の名工が集結したことにより、ものづくりが盛んであり、それを上手に取り入れて生活を充実させてきました。

他都市に比べ主な文化施設が中心市街地に集約されており、芸術鑑賞からショッピング、エンターテインメントまで、求心力のあるコンテンツを徒歩圏内で楽しむことができ、自然と都市の両方の機能を兼ね備えたまちであるといえます。

人々の性格も温和で、外から入ってくるものを柔軟に受け入れる姿勢がある反面、中庸で平均的なことをよしとする保守的な性格であるため、突出した文化が育ちにくいということも考えられます。しかし、人口減少対策が叫ばれるなか、「まち」の存在感を高め本市への交流人口の増加を図るためには、これまでの伝統を大切にしながら、大道芸ワールドカップin 静岡に続く新たな取組や文化施設を核とした世界レベルの文化の発信を進め、静岡市として個性を発揮すべきだといえます。



3 計画の位置付け

静岡市文化振興計画は、平成28年4月に制定された「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」第9条に基づき策定するもので、条例に定められた基本理念を踏まえ、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、本市のまちづくりの最上位計画として平成27年3月に策定された、「第3次静岡市総合計画」に掲げられた目指す都市像を文化の面から実現するための個別計画となるものです。

4 計画期間

本計画の計画期間は、第3次静岡市総合計画の目標年次の終了に合わせ、平成34年度までの6年間とします。

5 文化の定義

本計画における「文化」とは、「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」第2条に次のように規定しています。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 芸術文化 | 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化 |
| 歴史文化 | 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化 |

「文化」はそれを示す範囲が広いため、条例を制定するにあたり、範囲を定義する必要がありました。そこで、音楽、美術などの「芸術文化」と、日本古来から続く伝統芸能や、長い歴史の中で創造され、育まれてきた有形及び無形の文化財のほか、歴史上の出来事に関するものを「歴史文化」と定義しています。

6 基本理念

本市は、文化振興を進めるうえでの基本的な考え方について、条例第3条に次のように定めています。

文化の振興に当たっては、

- (1) 市民の自主性及び創造性が尊重されること。
- (2) 市民が常に文化に関する意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。
- (3) 豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。
- (4) 次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。
- (5) 市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化が尊重され、その活用が図られること。
- (6) 本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。
- (7) 各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携し、及び協働して文化活動が行われること。



第2章

現状と課題

ここでは、静岡市の文化振興の現状と課題について整理しています。

1 芸術文化等を取り巻く動向

芸術文化等を取り巻く国・県の動向や、情勢の変化としては、次のようなものがあげられます。

(1) 国・県の動向

◆文化芸術振興基本法（平成13年12月施行）

平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行されました。この法律は文化芸術の振興に関する基本理念や施策の基本となる事項について定めたもので、地方公共団体の責務として、『文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する』と規定しています。

◆劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）

平成24年6月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念に基づいて、劇場、音楽堂、文化ホールなどの機能を活性化し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸などの水準の向上と振興を図るために制定されたもので、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策などについて定めています。

◆文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

平成27年5月に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）が閣議決定されました。この第4次基本方針では、文化芸術振興の基本理念や意義に加えて、『国際的な文化交流の必要性』や教育、まちづくり、観光・産業との関連による『社会への波及効果』、条例の制定等による『地方公共団体における文化施策の展開』、定性的な評価を活用した『政策評価の必要性』などが明記されています。

◆文化芸術創造都市

欧州などで進められてきた文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組が「クリエイティブ・シティ」として国内外で注目されています。文化庁では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰、国内ネットワークの構築を通じ支援しています。

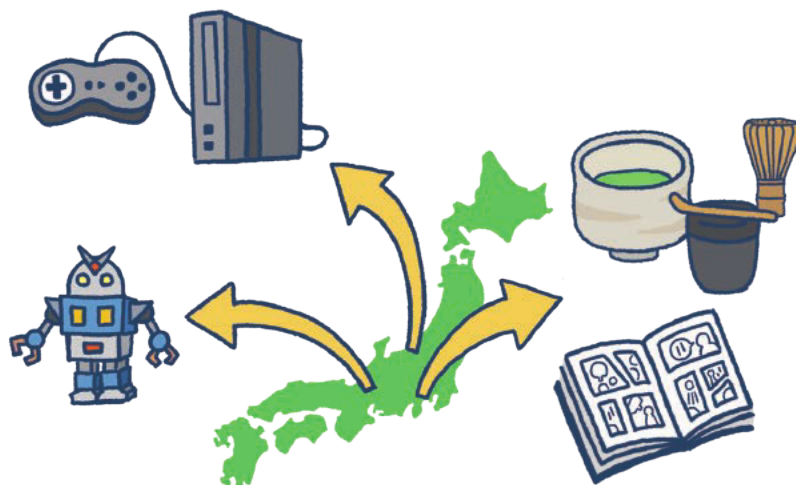
◆クールジャパン

外国人がクールととらえる日本の魅力（アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツ、ファッション、食、伝統文化、デザイン、ロボットや環境技術など）の強みを産業化し、それを国際展開するための官民連携による推進方策及び発信力の強化が検討され、クールジャパン戦略として推進されています。

◆静岡県文化振興基本条例（平成18年10月施行）

◆第3期ふじのくに文化振興基本計画（平成26年3月策定）

静岡県は、平成18年10月に文化振興基本条例を施行し、条例に基づき平成26年3月に第3期ふじのくに文化振興基本計画を策定しました。この計画では、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内から憧れられる県づくりとして「ふじのくに芸術回廊」の実現を基本目標としています。



(2)情勢の変化

◆地方創生

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで、交流人口の増加や移住につなげる必要があります。

◆2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

東京大会は、我が国の文化や魅力を世界に示すまたとない大きなチャンスであり、国においても、その開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施するとしています。本市においても、本市を対外的に「どう見せるか」、「どう見せたいか」を意識し、様々なコンテンツを「しずおか文化」としてみがきあげることによって、オリンピック閉幕後も続くシティプロモーションと経済効果も視野に入れた施策展開を図る必要があります。

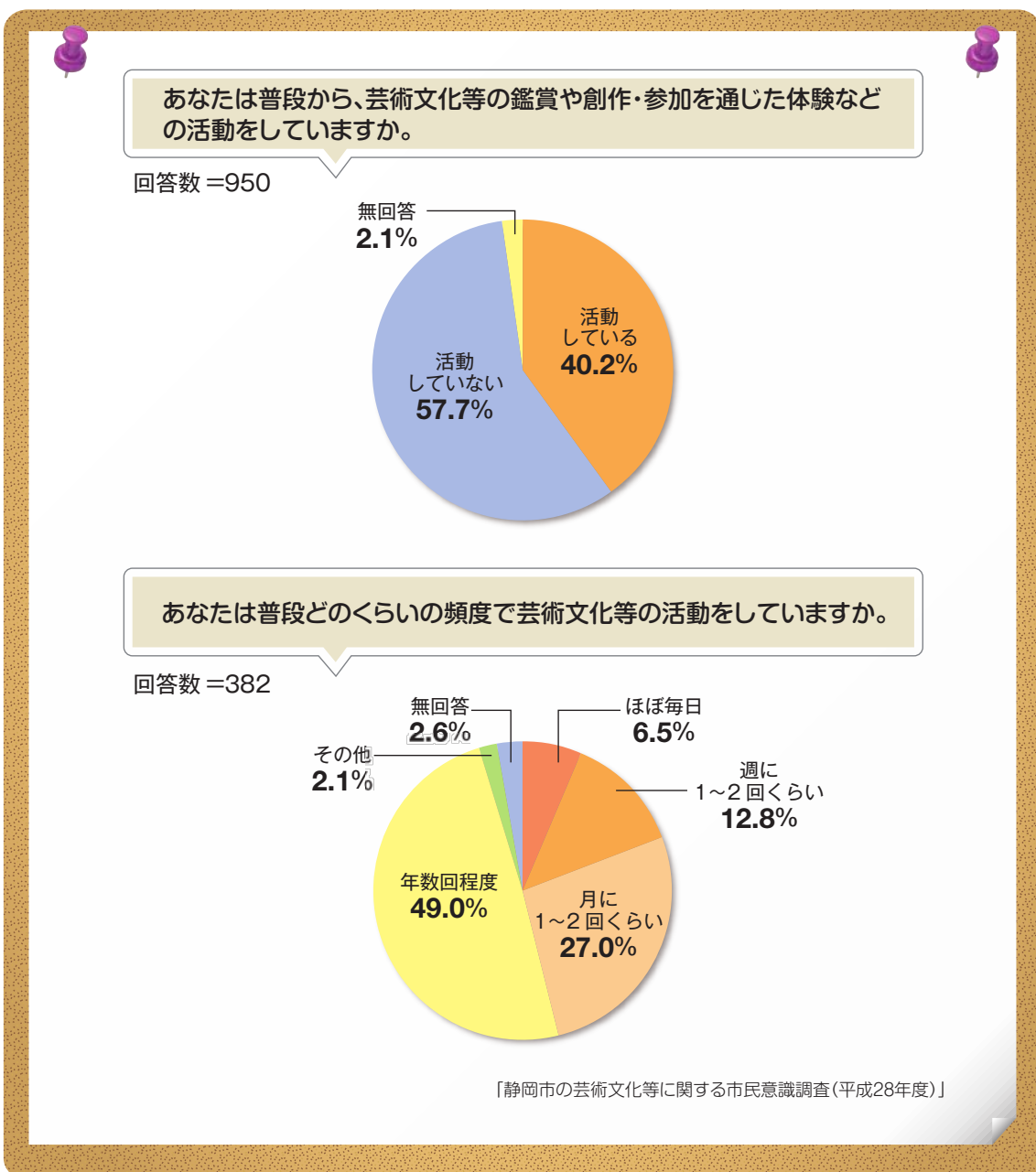


2 本市における芸術文化等の現状

(1) 市民の文化活動状況

平成28年度に実施した、「静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査」によると、普段から芸術文化等の鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしている市民は40.2%に留まり、活動していないと回答した市民の57.7%を下回る結果となりました。

また、活動しているとした市民でも、活動頻度においては「年数回程度」が49.0%と約半数を占めています。



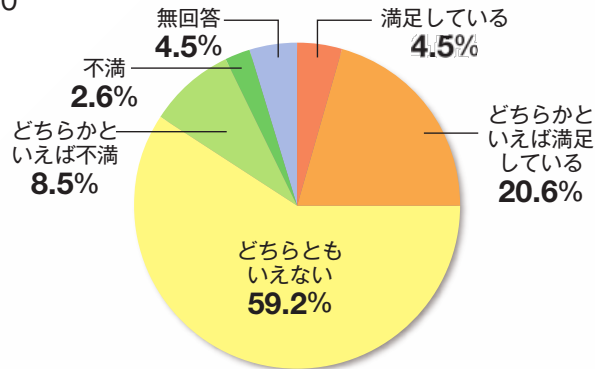
(2)環境に関する市民満足度

本市はこれまでも、静岡市文化振興ビジョンに基づき、市民の芸術文化活動に対する支援や鑑賞機会の充実に努めてきましたが、本市が行う文化事業や施設の管理運営などの取組に対する満足度は、「満足している（「どちらかといえば満足している」を含む。）」、「不満（「どちらかといえば不満」を含む。）」を押さえ、「どちらともいえない」が59.2%となっています。

また、本市は芸術文化等の鑑賞や創作・参加の体験などの活動がしやすいまちであるかという問いに対しても、「思う（「どちらかといえば思う」を含む。）」、「思わない（「どちらかといえば思わない」を含む。）」を押さえて、「どちらともいえない」が39.1%となっています。

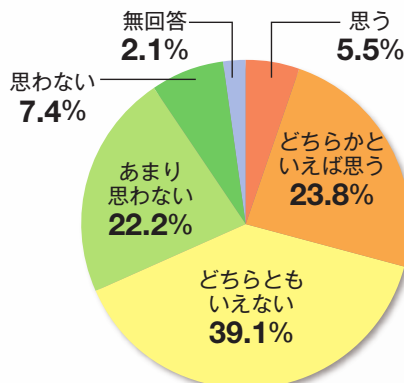
静岡市が行っている、文化事業や文化施設の管理運営などの取組に満足していますか。

回答数 = 950



静岡市は、芸術文化等の鑑賞や創作・参加の体験などの活動がしやすいまちだと思いますか。

回答数 = 950



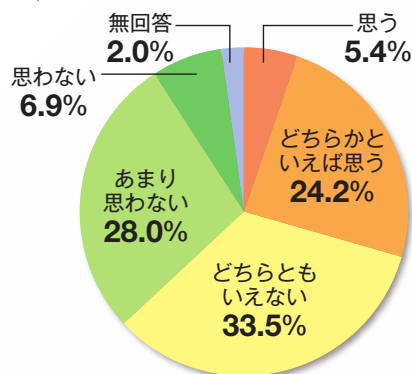
「静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査(平成28年度)」

さらに、本市は身近に芸術文化等が感じられるまちだと思うかの問いに、「思わない（「あまり思わない」を含む）」が34.9%、「どちらともいえない」が33.5%と、「思う（「どちらかといえば思う」を含む。）」の29.6%を上回っています。

また、本市は芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思うかの問いに、「思わない（「あまり思わない」を含む）」が34.3%、「どちらともいえない」が32.8%と、「思う（「どちらかといえば思う」を含む。）」の28.8%を上回っています。

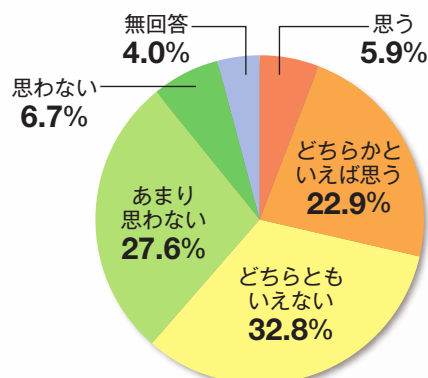
静岡市は、身近に芸術文化等が感じられるまちだと思いますか。

回答数 = 950



静岡市は、芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思いますか。

回答数 = 950



「静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査(平成28年度)」

3 本市における芸術文化等の主な課題

(1) 市民が芸術文化等に気軽に触れ合える環境の整備

市民の文化活動に対する意識の高揚を図るためには、文化を身近なものとして感じられる環境の整備が求められます。そのためには、市民が活発に芸術文化等を鑑賞、体験、発表、創造することができるよう、様々な機会の提供や主体的な活動の支援等を行う必要があります。

また、市民の活動を支え文化を生み出す拠点となる既存文化施設の機能拡充を図り、各施設の特色を活かした事業や新たな取組を展開することで、芸術文化等に馴染みのなかった市民等の参画を促し、本市の文化の底辺拡大と、活動への意欲を高めていく必要があります。

さらに、施設やイベントに関する様々な情報が簡単に入手でき、生活の一部として文化を楽しむことができるような環境を整える必要があります。



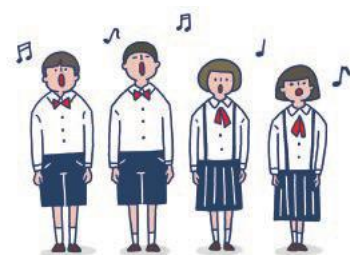
(2) 文化を担う人材の育成

市内で活動する文化団体に行ったアンケートによると、高齢化等による会員の減少が最も重要な課題となっており、市民の安定した活動のためには、次代の担い手の育成は急務であるといえます。

担い手の育成に必要な取組として、学校等での子どもに対する文化教育の充実を求める意見も多く、将来の本市の文化を担う子どもたちに、鑑賞、発表、体験を通じ、文化を身近なものとして捉え、多彩な文化を受け入れることができるこころを育てることが求められます。

子どもの豊かな感性や創造性を育むため、学校教育等の連携を通じて、子どもたちが質の高い芸術文化等に触れる機会の充実を図るとともに、地域に根差した文化への参加・体験の機会が必要になっています。

また、子どもに限らず、潜在する担い手に対し、様々なジャンルの文化情報を提供するとともに、文化全般に興味を持ってもらう取組が必要になっています。



(3) 地域の文化資源のみがきあげと活用

本市には、三保松原、久能山東照宮、静岡浅間神社、駿府城跡・城下町、登呂遺跡、静岡まつり、清水みなと祭り、大道芸ワールドカップin 静岡などの数多くの地域の文化資源を有しています。こうした資源は、市民の地域への愛着や誇りを生み、都市としての魅力を向上するものであるにもかかわらず、これまで十分に活用できていないという意見もあります。

あること自体が普通になり、その魅力に気づいていないとすれば、そのもの自体の本来の価値を改めて知ることにより、市の魅力として誰にでも自慢できるものになるはずです。

そのためには、地域の文化資源について学び体験する機会を充実させ、これまでの見方に新しい視点を加えることにより、新たな本市の魅力としてみがきあげ、ブランド力を高める取組を進め、積極的に活用していくことが必要になります。



(4) 文化を活かしたにぎわいの創出

芸術文化等の活動を充実させる効果として、そのちからによるまちのにぎわいの創出や、経済の活性化に期待が寄せられていますが、現状では、芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと感じている市民は決して多くはありません。

まちのにぎわいを生み出すには、人が集まる仕掛けが必要になります。「まちが劇場」を中心とした取組を展開することにより、いつでもどこでも何か楽しいことが行われているまちとして広く発信し、見てみたい、来てみたいと国内外から憧れられる存在となる必要があります。

また、地域経済の活性化や産業の振興といった視点のもとに、誰もが気軽に参加できる催しの開催を通じ、まち全体を盛り上げ、交流人口の拡大、ひいては定住人口の拡大につなげていく取組が必要になります。



※「まちが劇場」 P23参照

第3章

計画の基本的な考え方

ここでは、本市の文化振興の基本的な方向性として、目指す将来像等を明らかにします。

1 目指す将来像

本計画を推進することにより、次のようなまちの実現を目指します。

文化のちからにより、訪れる人、 住む人を魅了するまち

- ◆気軽に文化に触れあえる環境が整い、市民の自主的な文化活動が活発に行われるまち
- ◆魅力的な文化事業が企画、開催され、人々を呼びこみにぎわうまち
- ◆市民が地域資源に誇りや愛着を持ち、自慢したくなるまち
- ◆市内にある文化施設を核として、多くの市民が「文化」を生活の中に取り入れて楽しんでいるまち
- ◆昔ながらの歴史や伝統文化が受け継がれ、新たな価値を生みだし魅力として発信できるまち

2 基本目標

目指す将来像に向けて、達成すべき文化振興の基本目標を設定します。

(1) 歴史に彩られた個性豊かな文化の創造

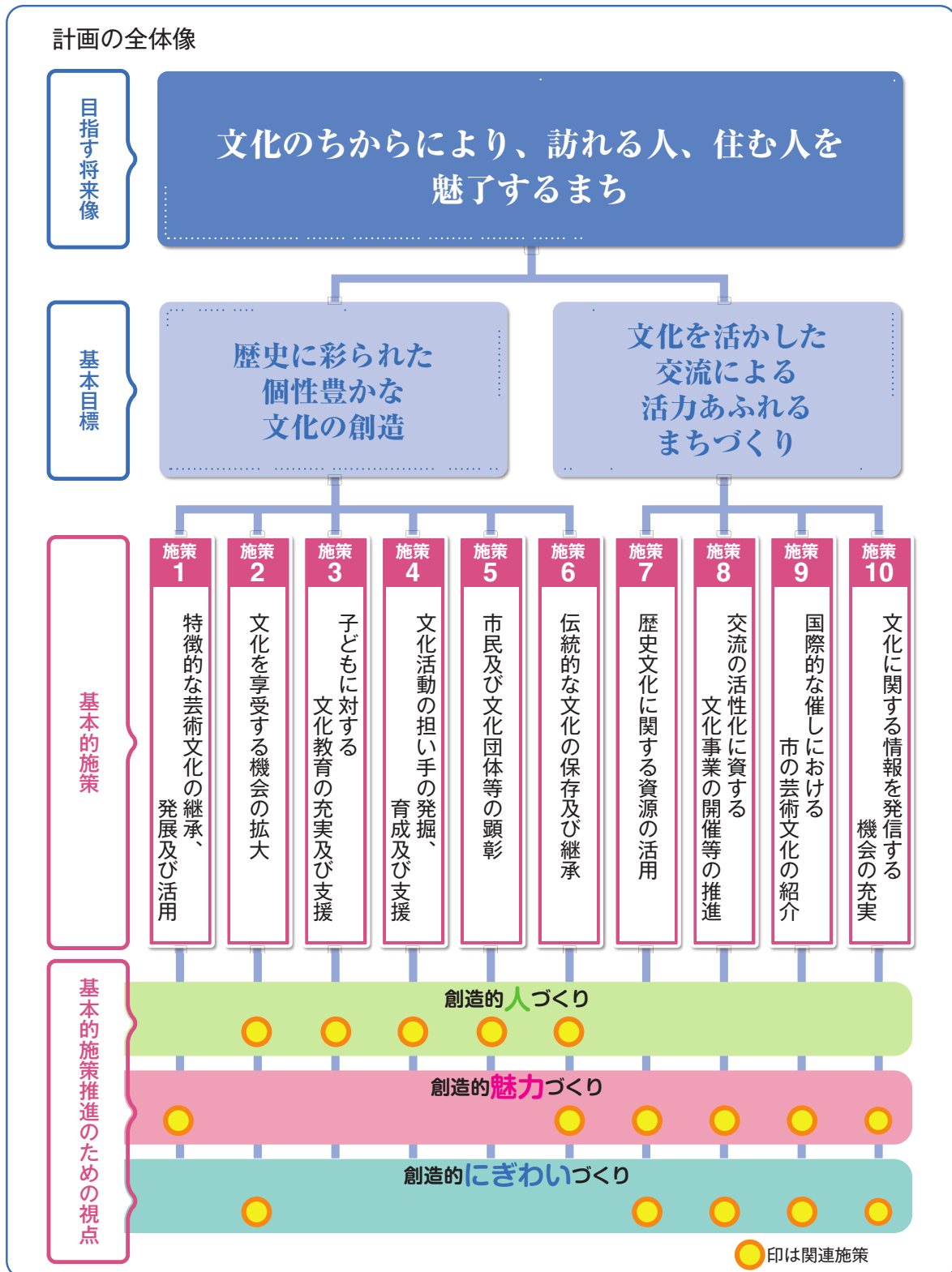
長い歴史に培われ生み出されてきた本市特有の文化を継承しながら、新たな文化を創造する市民の活動を支援し促進を図ります。

(2) 文化を活かした交流による活力あふれるまちづくり

文化の持つ創造する力により、まちなぎわいや、国内外との盛んな交流を生み出し、産業、経済と強く結びつくことにより、文化力を経済力に変え、活力に満ちたまちの実現を図ります。

3 基本的施策

基本目標を達成するために必要となる取組として、条例に規定された基本的施策を推進します。



第4章

施策の展開

ここでは、目指す将来像及び基本目標を達成するための施策の内容について示します。

1 基本的施策の展開

各施策の具体的な取組について、次のように展開していきます。

施策 1

特徴的な芸術文化の継承、発展及び活用

●特徴的な芸術文化の継承、発展及び創造

本市で生まれ形成された特徴的な芸術文化を継承及び発展させ、また新たに創造することで独自の文化として確立し、本市の魅力として広く発信します。

●特徴的な芸術文化による交流の活性化

特徴的な芸術文化を本市の魅力として強く押し出し、観光事業と結びつけることにより交流の手段として活用します。

施策イメージ例

- ・まちかどにおける芸術空間の創出
- ・特色のある事業の実施
- ・「しずおか文化」を意識した観光・旅行業界との連携

施策 2

文化を享受する機会の拡大

●鑑賞、体験機会の充実

質の高い事業を鑑賞・体験する機会を拡大することにより、市民の文化力の向上を図るとともに、文化施設が持つ調査・研究・企画力を拡充することで、多彩な文化を受け入れることができる土台づくりを行います。

●文化活動の環境整備

市民の創作活動を支援し発表の機会の充実を図ることにより、文化に対する意識の向上につなげ、市民の自主的で創造的な文化活動を促進します。

施策イメージ例

- ・充実した環境や施設の提供
- ・市民と一体となった文化事業の促進
- ・各文化施設の特色を出した事業の開催

施策 3

子どもに対する文化教育の充実及び支援

●子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実

子どもの頃から多彩な文化に触れ、文化に対する興味、関心を育てることを目的に、子どもを対象とした文化事業の充実を図ります。

●学校と連携した文化教育の充実

子どもの主たる生活基盤である学校に、芸術家や講師を派遣し文化を身近に感じられる機会を充実させるとともに、文化施設と連携することにより、学校や地域が文化活動を行いやすい環境を整えます。

施策イメージ例

- ・文化施設と学校との連携の充実
- ・幅広い人材を活かした文化教育プログラムの実施
- ・子どものうちから本物の文化に触れる機会の充実

施策 4

文化の担い手の発掘、育成及び支援

●若手の育成及び支援

高齢化による担い手不足を解消するため、現在の活動状況について積極的な周知を行うとともに、今後の本市の文化活動を支えていく人材を育てるため、若手の活動を支援し文化が育ちやすい環境を整えます。

●文化活動のリーダーとなる人物の養成

新たな文化が生まれる核となるよう、芸術文化事業を企画、制作する人材など、文化活動のリーダーとなる人材の育成を行います。

施策イメージ例

- ・文化事業をコーディネートできるスタッフの養成
- ・事業運営におけるボランティアの活用
- ・人材・団体情報のデータベース化

施策
5

市民及び文化団体等の顕彰

●市民及び文化団体等の顕彰

市の芸術文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる市民及び文化団体等の顕彰を行います。

施策イメージ例 ・芸術文化奨励賞授与

施策
6

伝統的な文化の保存及び継承

●伝統的な文化の保存及び継承

伝統的な文化を守り育てていくために、市内の伝統芸能の継承者や団体の把握を行い、人材の育成や、地域での取組に対する支援を行います。

●地域資源への誇りと愛着の醸成

各地域の伝統芸能や民俗芸能に関する情報提供や学習機会の充実を図ることにより、日本古来の文化に対する誇りや地域への愛着を生み、継承への意識を高め、継承者の育成へとつなげます。

施策イメージ例

- ・文化財の調査、研究、掘り起こし
- ・伝統文化継承者の発掘と育成
- ・伝統文化講座の開催や学習機会の拡充

施策7 歴史文化に関する資源の活用

●歴史文化資源の保護

本市が持つ貴重な文化財や、歴史上の意義を有する事象に関する文化の調査研究に努め歴史文化に新たな光をあて、触れ、楽しみ、正しい知識を学ぶ機会の拡大により、保存や活用についての意識の高揚を図ります。

●歴史文化資源の観光的活用

貴重な歴史文化資源を経済的側面に結び付け、まちの紹介を積極的に行うなど、見てみたい、来てみたいと思わせる取組を進め、国内外に広く発信することにより、本市に人を呼びこみ活発な交流を行います。

施策イメージ例

- ・文化財や伝統芸能についての講座の開催や学習機会の充実
- ・観光地としての発信と集客のための環境整備
- ・文化財やロケーションを意識したイベントの開催
- ・産業遺構や歴史的景観を活かした観光促進

施策8 交流の活性化に資する文化事業の開催等の推進

●大規模事業開催による集客

一度に大勢が楽しむことができる大規模な芸術文化事業を、企画、誘致、開催し、まちに人を集めにぎわいを生み出すだけでなく、参加者同士が交流できる場を創出します。

●特徴的な芸術文化による交流の活性化

近隣市町にない文化事業を展開することにより、県内外からの集客を図り交流人口の拡大へとつなげます。

施策イメージ例

- ・新しい文化事業の研究と開催
- ・民間との協力による大型文化事業の招致
- ・集客圏の拡大を図るための戦略の検討

施策
9

国際的な催しにおける市の芸術文化の紹介

●国際的な催しへの積極的な参加

国際的な催しの開催を絶好の機会ととらえ、市の魅力としてしずおか文化を紹介する取組を積極的に行い、本市に人を呼びこみます。

●世界を対象とする事業の推進

国内外から多くの人々が集い、文化を通じて気軽に交流を図ることができる文化事業の立案や開催の推進、支援を行います。

施策イメージ例

- ・全国・世界規模の文化事業の立案や開催
- ・全国各地と文化イベントを共催するための取組の推進
- ・姉妹都市、友好都市との文化交流の活性化

施策
10

文化に関する情報を発信する機会の充実

●情報発信方法の確立

活発な文化活動のためには、文化に関する情報が正しく豊富に発信されている必要があるため、市民が文化を身近なものとして感じられることができるよう、文化情報の提供とそれに伴う環境整備を行います。

●シティプロモーションの推進

本市特有の文化を、市の魅力として国内外に発信するため、シティプロモーションの推進を図ります。

施策イメージ例

- ・文化情報の集約及び発信方法の検討
- ・文化団体間の交流の機会と情報交換の促進
- ・ミニコミ誌への積極的な情報提供
- ・しずおか文化を担う団体等の情報の発信

2 基本的施策推進のための視点

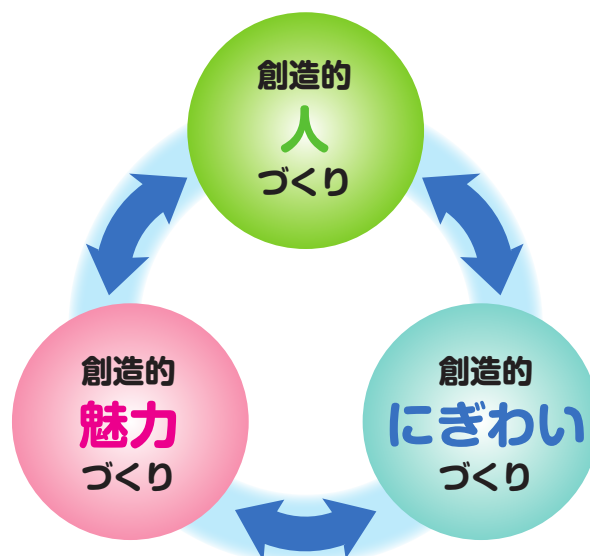
文化のちからによる都市の発展を目指すには、これまでの文化振興の考え方にとられず、芸術文化等や地域資源が持つ創造性を地域振興、観光、産業等の様々な分野に活用し地域課題の解決を図る創造都市の取組が必要になります。

このため、基本的施策の展開を推進するために、次の3つの視点を設けることとします。

| | |
|-----------------------------|---|
| 創造的 人 づくり | 市民の自主的で活発な創作活動を通じて、個性や創造性を発揮できる人材を育てるとともに、地域資源について正しく理解することにより、地元誇りや愛着を持つ人材を育てます。 |
| 創造的 魅力 づくり | 本市が持つ地域資源を積極的に活用し、新たな要素と組み合わせることにより、他にない独自性を生み出し「しずおか文化」の魅力を上させます。 |
| 創造的 にぎわい づくり | 多くの人が様々な空間において多彩なジャンルの文化に触れる機会を創出することにより、まちに人を呼びこみにぎわいを生み出します。 |

本市における芸術文化等の課題を解決するには、それぞれの施策を進めながらも、横断的に結びつけ取り組むことが大切です。

この3つの視点が相互に連携しながら、「文化のちからにより、訪れる人、住む人を魅了するまち」の実現に向けて、本市の文化振興を推進していきます。



視点 1

創造的 人づくり

《主な取組》

- ◆文化に対する意識の向上を図るとともに、発表機会の提供や創造の場の環境整備を行うことにより、「芸術家に優しいまち」として人材の充実を図ります。
- ◆イベント企画から運営において、市民が参画する機会の充実を図ることにより、文化事業をコーディネートできる人材や活動を支えるボランティアの育成を図ります。
- ◆市内で活動する芸術文化団体等の交流を促進し、団体間のネットワークの充実を図ります。
- ◆文化財等の貴重な地域資源を体験し学ぶ機会を充実させ、本市の魅力を伝えられる人材を育成します。
- ◆次代の文化の担い手となる子どもたちに対し、学校教育の場での鑑賞・発表・体験機会の充実を図り、文化の芽を育てます。
- ◆本市に根付いた、ホビーに代表されるものづくりの文化を広く発信し、体験機会を通して、伝統工芸や地域の歴史への理解を深めます。

視点 2

創造的 魅力づくり

《主な取組》

- ◆「天守台跡発掘調査」の見える化や、歴史文化を感じられるイベントなど、文化財やロケーションを意識した事業を開催することにより、地域資源についての市民の認識を高めます。
- ◆アニメ、映像等を活用して、若い人たちへの文化イベントへの参加を促すとともに、新たな魅力として発信します。
- ◆本市ゆかりの人物を再認識する機会を創出し、地元の誇りとして顕彰するとともに、本市が持つ地域資源として発信します。

視点 3

創造的 にぎわいの ひろがり

《主な取組》

- ◆まちの様々な空間において大道芸、ダンス、音楽、アートなどの多彩なジャンルの文化に触れる機会を創出します。
- ◆路上パフォーマンスの聖地として、誰もが表現活動を行うことができるポイントを整備し、人と人との交流につなげます。
- ◆既存の事業等をみがきあげ、他事業と連携させることにより、誰もが楽しむことができるイベントとして、世代、地域や国籍を超えた交流の活性化を図ります。
- ◆市内の、いつ、どこで、どんなことが行われているのか、「静岡がおもしろい！」を伝えることができる情報発信手段を確立します。

主要事業

- 文化財サポーター入門講座
- 静岡市民文化祭、静岡市芸術祭の開催
- 「静岡の名手たち」オーディションの開催
- る・く・るナビゲーター事業
- 科学コミュニケーター事業
- 各文化施設におけるボランティア育成事業
- 地場産品体験学習事業
- お茶の美味しい入れ方教室の開催 など

主要事業

- 「家康公が愛したまち静岡」プロジェクト
- 歴史文化施設建設事業
- 駿府城跡天守台発掘調査見える化事業
- 東海道歴史街道まち歩き観光の推進
- 三保松原保全活用整備事業
- 東静岡地区「アート&スポーツ／ヒロバ」開設・運営事業
- 「駿府匠宿」における創作体験
- フィルムコミッションの推進
- 静岡型体験観光の推進
- 駿府本山お茶まつりの推進
- 駿府町地区文化・スポーツ施設立地可能性調査 など

主要事業

- オーケストラ事業
- パフォーミングアーツ事業
- 東静岡アートパーク事業
- 「清水にぎわい落語まつり」の開催
- 「富士山コスプレ世界大会」の開催
- 「しずおか“おまち”サンタフェスティバル」の開催
- 「静岡まつり」「清水みなと祭り」などの地域の特性を活かしたまつりの開催
- 静岡型体験観光の推進
- 「ホビーのまち静岡」の推進
- お茶ツーリズム推進事業の実施 など

3 リーディングプロジェクト

基本的施策の展開を図るとともに、今計画期間内に重点的に進める取組をリーディングプロジェクトとして位置付け、迅速かつ積極的な推進を図ります。

リーディングプロジェクト 「まちは劇場」の推進

「まちは劇場」とは、「“まち”に來れば何か面白いことをやっている。」「“まち”に出かけることが楽しいと思う。」「『わくわくドキドキ』が溢れる“まちづくり”」の試みとして、人と人、アーティストと市民、広場と広場など、多様なモノ・コトをつなげ、人間的なスケールで生き生きとした、安全で健康的なまちを目指す“人が主役のまちづくり”です。

コンパクトな市街地において、本市に根付いた大道芸や演劇、音楽などの芸術文化等の持つ創造性を活かし、誰もが気軽に楽しむことができる仕掛けづくりを通じて、市民の芸術文化等への参加や活動を促すとともに、しずおか文化を活用したシティプロモーションを推進し、交流人口の増加による地域経済への波及効果の最大化を図ります。





まちが劇場!
SHIZUOKACITY

「まちが劇場プロジェクト／ロゴマーク」

このデザインは人の顔、笑っている顔、さらにフォーカスして「口」の表情で笑いや、感動を表現しています。「まちが劇場」の目指すところは、「しずおかの街で暮らす人、働く人、そして訪れる人たちの毎日が笑顔であること。」「感動を声にする。感動を表現する。」という想いが込められていることから、デザインにその全てを表現しています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、全国的な文化オリンピックの盛り上がりを受け、「まちが劇場」を文化プログラムに結びつけ、誰もがオリンピック・パラリンピックに参加するという意識のもと、文化のちからをまちの活力に変える絶好の機会と捉え、あらゆる人々が参加できる各種プログラムを実施します。

このため、本市の持つ地域資源、歴史的資源、人的資源等の静岡らしさを活かした体験プログラム等の創造的な取組を進め、「静岡市」及び「しずおか文化」の魅力を広く世界に発信し、文化を通じた交流による地域活性化を図るとともに、多くの若者の参加を促し創造性を育むことにより、2020年以降のしずおか文化の担い手となる人材を育成し、未来への文化の継承につなげていきます。



ここでは、主体別の役割分担と、今後の進捗管理について述べています。

1 推進主体の役割

本計画は、静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例に基づき、各主体がそれぞれの責務にのっとり相互に連携及び協働しながら、文化のちからにより、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現に向けた取組を展開していきます。

(1) 市の役割

- ①市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②市は、文化の振興に関する施策を行うに当たり、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図ります。
- ③市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めます。
 - ◆市民が、高度で多彩な文化に触れあえる機会の充実を図ります。
 - ◆市民が文化に向かう姿勢を支援し、活動をしやすい環境を整備します。
 - ◆市の文化を魅力として発信し、国内外の多くの人々が「しずおか文化」を体験できる機会の提供を推進します。



(2) 公益財団法人静岡市文化振興財団の役割

静岡市文化振興財団は、長年の経験で培った人脈や専門知識等を活用し、計画の主要な推進主体として、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による創造的な文化活動を支援します。

- ◆高い専門性やノウハウ、ネットワークを活かして、魅力ある「しずおか文化」の創造・継承・発信をします。

「静岡市文化振興財団」は、静岡市民が、各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的に設立された市の外郭団体です。

その専門性やこれまでに培った経験や実績の蓄積を活かし、静岡市の文化政策を具現化するために必要不可欠な存在として、市民主体の「しずおか文化」を新たに創造していくためのパートナーとしての役割を担っています。

(3) 市民に期待される役割

市民には、文化の担い手としてその活力及び創意を活かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主的かつ主体的に取り組むことが求められます。

- ◆文化イベントの運営等への積極的な参画により、市民の感性や創意工夫が活かされ、文化そのものの活性化につながります。
- ◆日頃から、多彩で高度な文化に触れる機会を持つことで、文化に対する意識の高揚を図り、豊かな感性を育むことが大切です。

(4)文化団体に期待される役割

文化団体には、市民が充実した文化活動を行うための環境を整えるとともに、文化活動を担う人材を育成することが求められます。

- ◆同じ趣味や興味を持つ人々の集まりとして、文化活動の基盤となるとともに、団体間で連携することによる、活動の質の向上が期待されます。
- ◆市民文化を推進する主体となり、個人活動を支援することにより、次代の担い手の育成につながります。

※ 「文化団体」とは、文化活動を行う法人その他の団体をいいます。

(5)事業者期待される役割

事業者には、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事業者の事業活動を通じて文化活動を振興することが求められます。

- ◆地域の文化振興を地域経済の活性化へとつなげるため、積極的に文化事業への協賛、支援を行い、市民と連携することにより、活動の活性化に寄与することが期待されます。
- ◆事業所で働く者が、余暇等を活用し充実した文化活動を行うことができるよう、活動を支援する環境の整備が望まれます。

※ 「事業者」とは、市内において事業活動を行う民間企業等をいいます。

(6) 教育機関に期待される役割

教育機関は、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専門知識を有する人材を育成するとともに、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱かせるための支援を行います。

- ◆本物の文化に触れる機会の充実を図るなど、子どもの豊かな情操を養うための文化教育が重要になります。
- ◆施設間の連携を図り、市民が専門的で高度な文化活動に参加できる環境を整えることにより、次代の文化を担う人材の育成を図ります。

※ 「教育機関」とは、学校、図書館、博物館等をいいます。



2 市内の主な文化関係施設の役割

本市は、文化振興施策を進めるため、静岡市民文化会館をはじめ、静岡市美術館など、多くの施設を整備、運営し、それらは市民の文化活動の拠点となる施設として文化振興の中核的な役割を担ってきました。

今後も、誰もが文化活動を楽しむことができる環境を整備するため、芸術文化施設の適正な維持管理に努め、ソフトとハードを有機的に結びつけ、豊かな地域資源を活かした文化事業や質の高い芸術文化等の創造活動、鑑賞機会の充実などを図りながら、個性あふれる文化を創造し、地域への誇りを培っていきます。

●静岡市民文化会館

(葵区駿府町2番90号)

市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置され、芸術文化活動の発表の場や、コンサート、演劇、展覧会など様々な芸術文化に触れる機会の拡充を図るため、各種事業を展開します。



●静岡市清水文化会館マリナート

(清水区島崎町214番地)

市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置され、市民が芸術文化に触れることができる機会を拡充し感性豊かな鑑賞者の育成を図り、多彩な文化の承継と独自文化の創造の実現を目指すとともに、清水都心のにぎわい創出を図るため、各種事業を展開します。



● 静岡音楽館AOI

(葵区黒金町1番地の9)

市民の音楽に対する関心を高め、市民文化の向上を図るための施設として設置され、多彩なコンサートや講座を通じ、鑑賞者の拡大と新たな担い手の発掘、支援や若い聴衆の育成により、芸術文化の継承を図るとともに、静岡から発信する芸術文化の創造、発展を目指し、各種事業を展開します。



● 静岡市美術館

(葵区紺屋町17番地の1)

多様な美術表現を広く市民に公開し、静岡市の特色ある美術文化の創造と発信を行い、及び美術文化の交流を促進することにより、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民の美術文化を振興するための施設として設置され、展覧会等の各種事業を展開します。

● 静岡市立芹沢銈介美術館

(駿河区登呂五丁目10番5号)

芹沢芸術を永く後世に伝えるとともに、美術に関する知識の向上と文化の発展に寄与するための施設として設置され、芹沢作品及び美術コレクションの保管、研究を行うとともに、展覧会等の各種事業を展開します。



● 静岡市東海道広重美術館

(清水区由比297番地の1)

市民の美術に対する関心を高め、市民の芸術文化の向上を図る施設として設置され、美術作品及び資料の収集、保管、研究を行うとともに、展覧会等の各種事業を展開します。

● 静岡市立登呂博物館

(駿河区登呂五丁目10番5号)

登呂遺跡に関する知識の向上と文化の発展に寄与するための施設として設置され、登呂遺跡に関する資料の収集及び保管、研究を行うとともに、これらの展示と教育普及をはじめとする各種事業を展開します。



● 静岡市文化財資料館

(葵区宮ヶ崎町102番地 静岡浅間神社内)

市民文化の向上及び文化財保護思想の普及を図るための施設として設置され、本市の歴史資料をはじめとする文化財の常設展示と特定テーマを扱う企画展示を各種団体などと連携し、展開します。

● 静岡科学館る・く・る

(駿河区南町14番25号)

市民が自ら体験することを通して身近な科学に親しみ、科学への関心を高める場を提供することにより、市民の創造力及び感性の向上に資するため、各種事業を展開します。



● 中勘助文学記念館

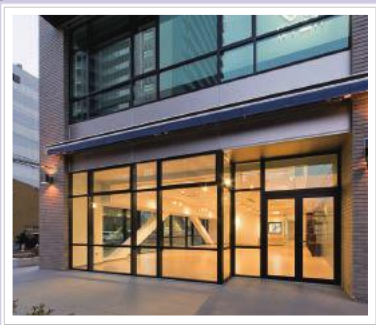
(葵区新聞1089番地の120)

本市にゆかりの作家・中勘助氏の顕彰と文学の拠点となる施設として設置され、文学作品その他関係資料の保存、展示を行うとともに、文学に関連する各種事業を展開します。

●静岡市民ギャラリー

(葵区追手町5番1号)

絵画、彫塑、書、工芸その他の美術作品の展示等の場を提供し、市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置され、多くの市民が芸術作品を発表、鑑賞できる機会を提供し、市民の活発な文化活動を支援します。



●静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター

(葵区七間町15番地の1)

文化・クリエイティブ産業の振興を図るとともに、地域文化の振興及び地域経済の活性化に寄与する施設として設置され、クリエイターと事業者とのビジネスマッチングやパフォーミングアート支援など、各種事業を展開します。

このほか市内には、生涯学習施設や、静岡県立美術館、静岡県舞台芸術公園などの県有施設をはじめ、民設の美術館、博物館、ギャラリー、ホール、スタジオなど、さまざまな文化関係施設があります。それぞれの特性を活かし、連携を図りながら、文化を創造する拠点としての役割を担います。



3 計画の進捗管理と評価

本計画の目標を達成していくために、各施策に位置付ける具体的な事業について実施計画を策定し、年度ごとに実績を取りまとめ、文化団体を代表する者、学識経験者、事業者を代表する者、公募市民による委員で構成される「静岡市文化振興審議会」に報告を行い、専門的な見地や市民意見を反映し評価を行います。

また、計画期間の中間年次に、計画全体の進捗状況について検証を行い、そこで出された成果、課題、対応策などの意見を踏まえ、必要に応じ計画内容や実施事業の見直し等を行います。



4 計画全体の成果指標

計画の最終的な進捗状況の検証の参考とするため、平成28年度に実施された市民意識調査の結果を参考に、次の3つの指標を設定し、本市の文化振興施策の推進を図ります。

創造的 **人**づくり

普段から、芸術文化等の鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしている市民の割合

平成28年度：**40.2%** ⇒ 平成34年度：**50.0%**

創造的 **魅力**づくり

静岡市は、身近に芸術文化等が感じられるまちだと思ふ市民の割合

平成28年度：**29.6%** ⇒ 平成34年度：**40.0%**

創造的 **にぎわい**づくり

静岡市は、芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思ふ市民の割合

平成28年度：**28.8%** ⇒ 平成34年度：**40.0%**

参考：「静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査(平成28年度)」

参 考 資 料

- 1 静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査結果
- 2 静岡市文化振興計画策定に係る芸術文化団体調査結果
- 3 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例
- 4 静岡市文化振興審議会委員名簿
- 5 静岡市文化振興計画策定委員会設置要綱
- 6 策定経緯

1 静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査結果

(1) 調査の目的

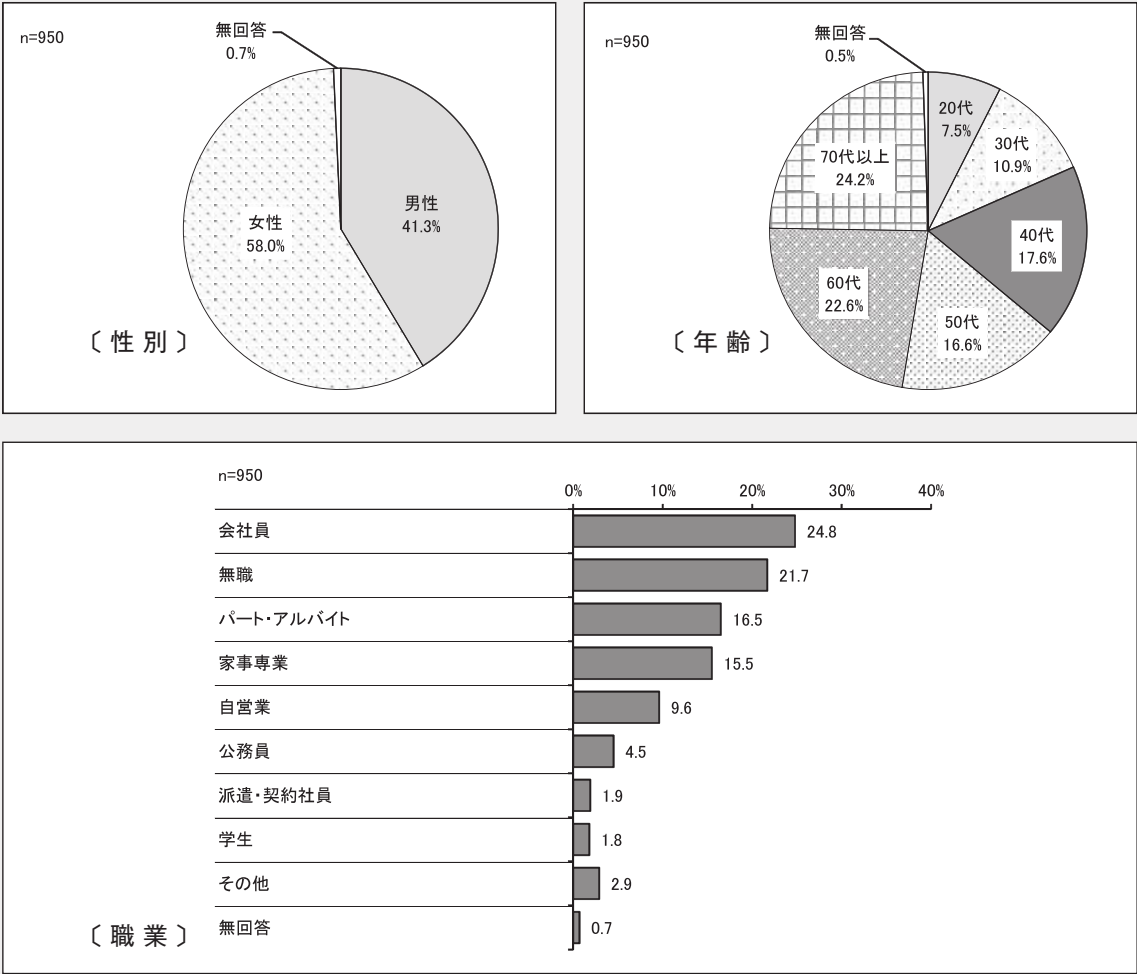
平成28年4月1日に施行した「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」に基づき、文化の振興に関する計画を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査の概要

- 調査対象：静岡市在住の20歳以上の男女
- 調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成28年5月25日～平成28年6月14日
- 発送数：2,000通
- 有効回収数：950人（有効回収率：47.5%）

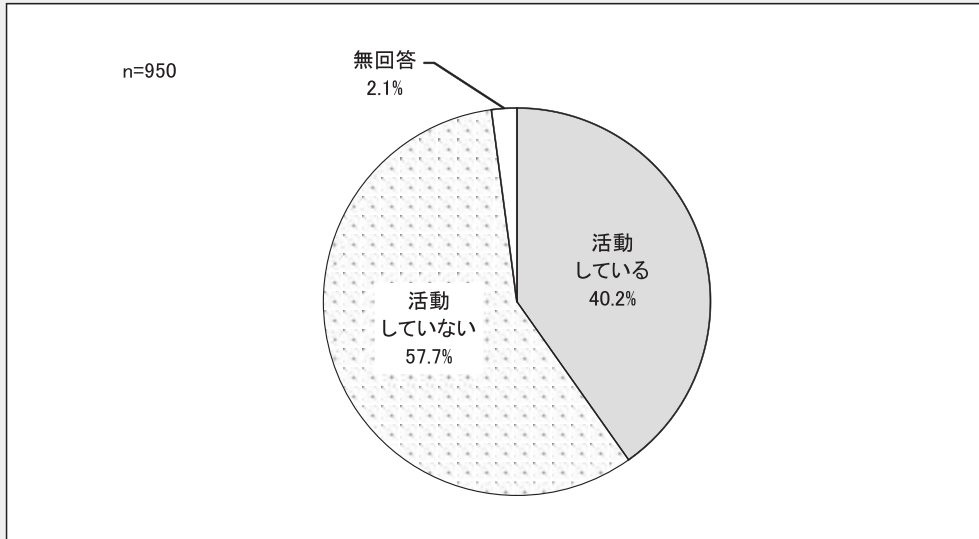
(3) 調査結果の概要

【回答者について】



【主な調査結果について】

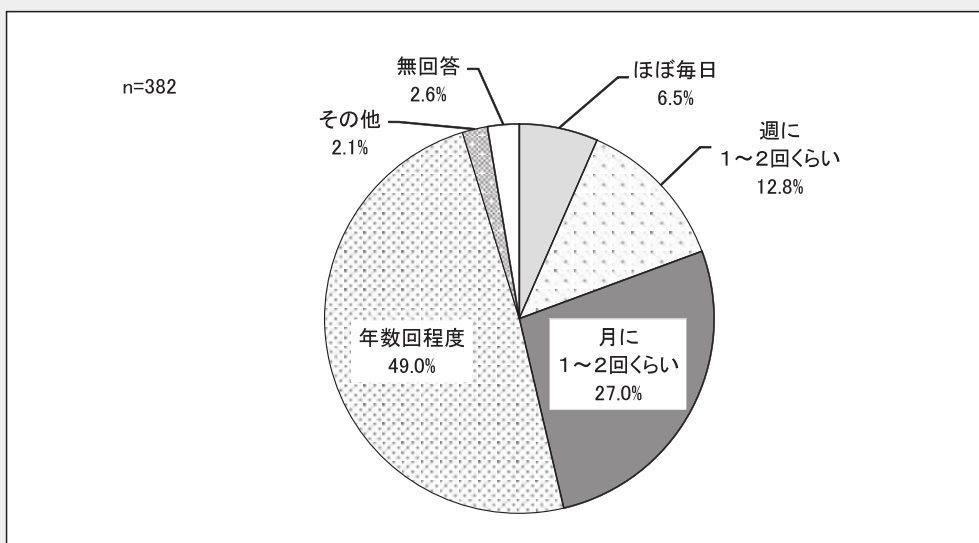
問1 あなたは普段から、芸術文化等の鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしていますか。(○は1つだけ)



活動状況は、「活動している」が40.2%、「活動していない」が57.7%となっている。

問1で「活動している」と回答した方にお聞きします。(問2-1～問2-5-2まで)

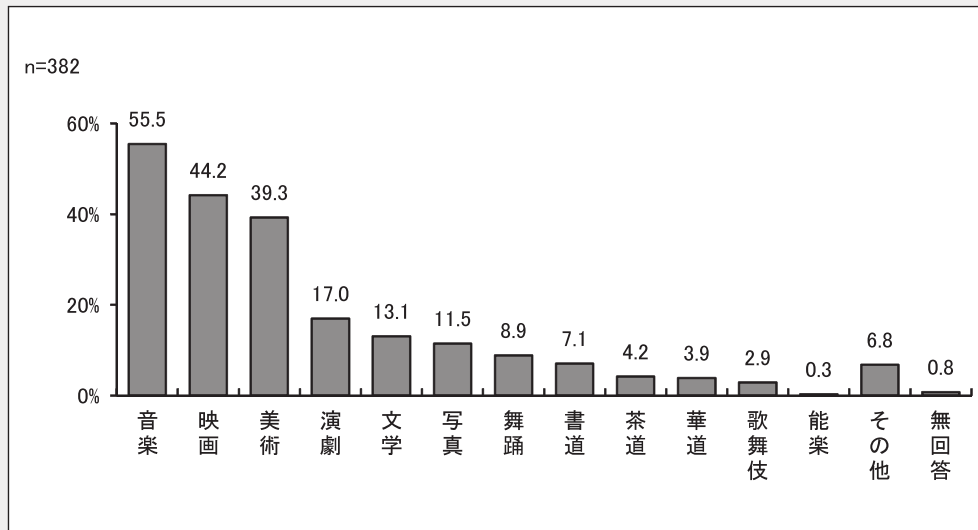
問2-1 あなたは普段どのくらいの頻度で芸術文化等の活動をしていますか。(○は1つだけ)



活動頻度は、「年数回程度」が49.0%と最も多く、次いで「月に1～2回くらい」が27.0%、「週に1～2回くらい」が12.8%などとなっている。

問2-2

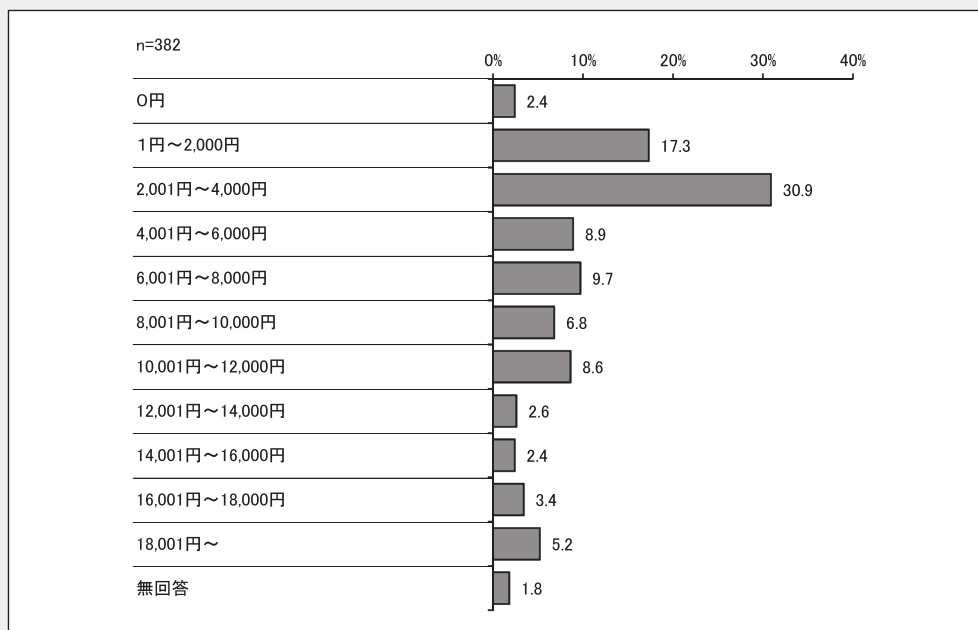
あなたが普段している芸術文化等の活動は、主にどの分野ですか。
(○はいくつでも)



活動分野は、「音楽」が55.5%と最も多く、次いで「映画」が44.2%、「美術」が39.3%などとなっている。

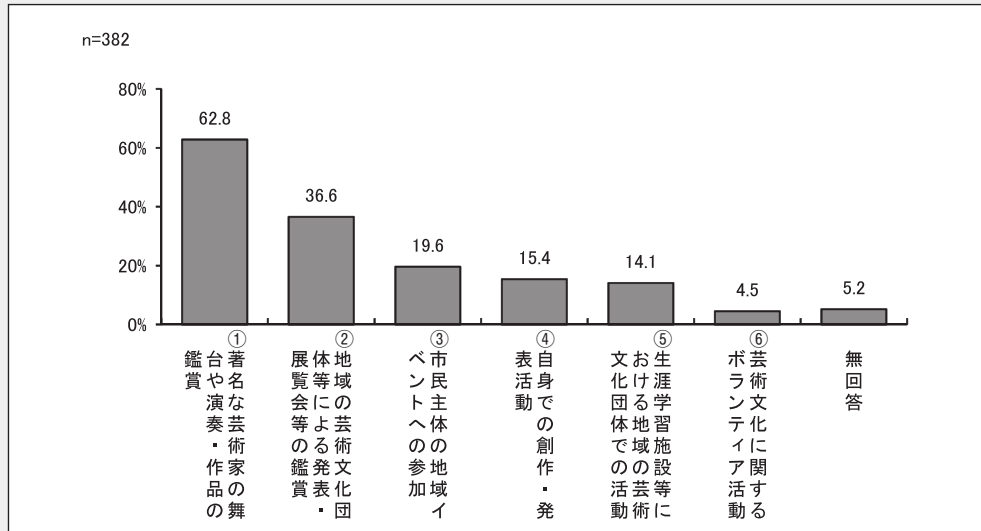
問2-3

あなたは、昨年1年間で芸術文化等の鑑賞のために、1ヶ月平均いくら位お金(チケット代、交通費など)を支出しましたか。(○は1つだけ)



鑑賞のための支出金額(1ヶ月平均)は、「2,001円~4,000円」が30.9%と最も多く、次いで「1円~2,000円」が17.3%、「6,001円~8,000円」が9.7%などとなっている。

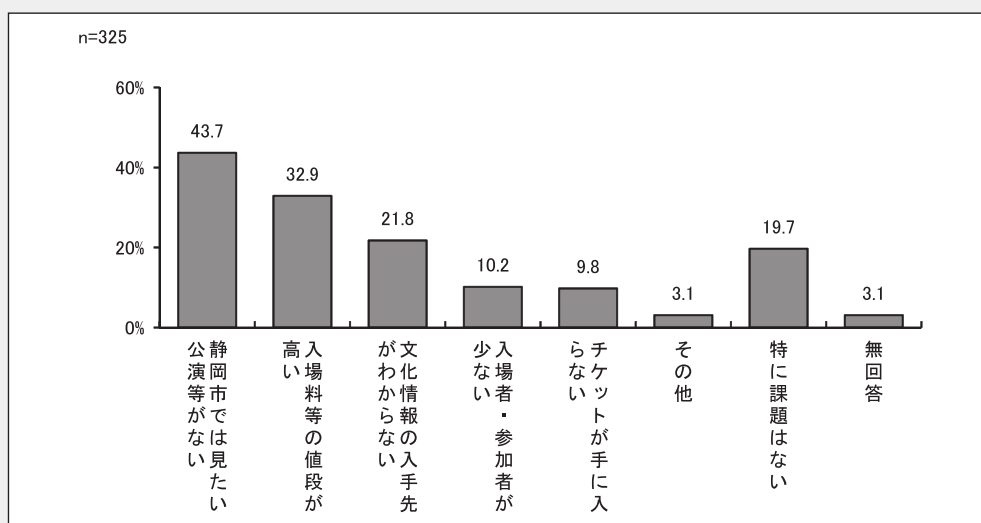
問 2-4 あなたは普段どのような芸術文化等の活動をしていますか。
(○はいくつでも)



活動内容は、「著名な芸術家の舞台や演奏・作品の鑑賞」が62.8%と最も多く、次いで「地域の芸術文化団体等による発表・展示等」が36.6%、「市民主体の地域イベントへの参加」が19.6%などとなっている。

問 2-4 で「鑑賞・参加型の活動①～③」と回答した方にお聞きします。

問 2-5-1 あなたが活動をしていて、課題に思うことは何ですか。
(○はいくつでも)



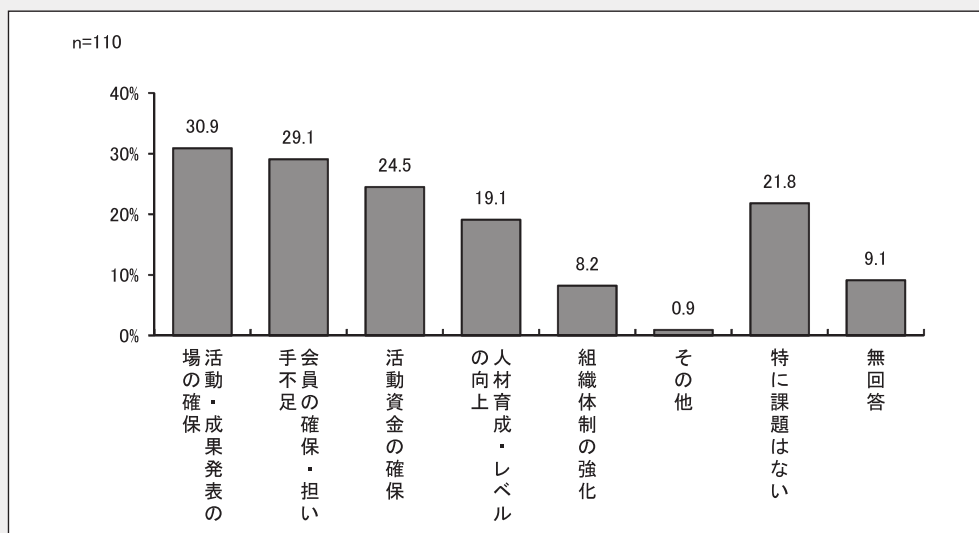
鑑賞・参加型の活動をする上での課題は、「静岡市では見たい公演等がない」が43.7%と最も多く、次いで「入場料等の値段が高い」が32.9%、「文化情報の入手先がわからない」が21.8%などとなっている。

問2-4で「主体的な活動④～⑥」と回答した方にお聞きします。

問2-5-2

あなたが活動をしていて、課題に思うことは何ですか。

(○はいくつでも)

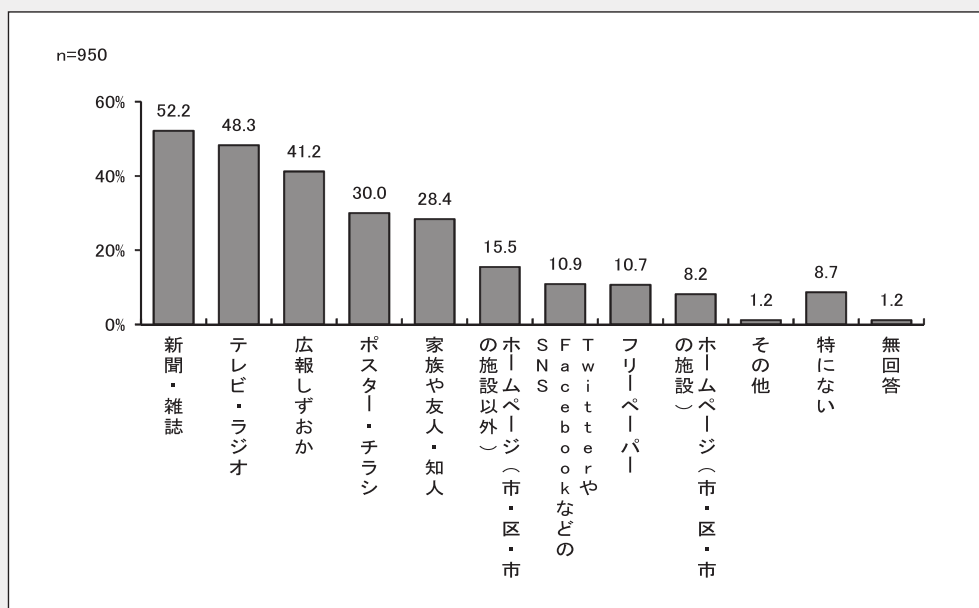


主体的な活動をする上での課題は、「活動・成果発表の場の確保」が30.9%と最も多く、次いで「会員の確保・担い手不足」が29.1%、「活動資金の確保」が24.5%などとなっている。

問3

あなたは普段、芸術文化等に関する情報をどこで入手していますか。

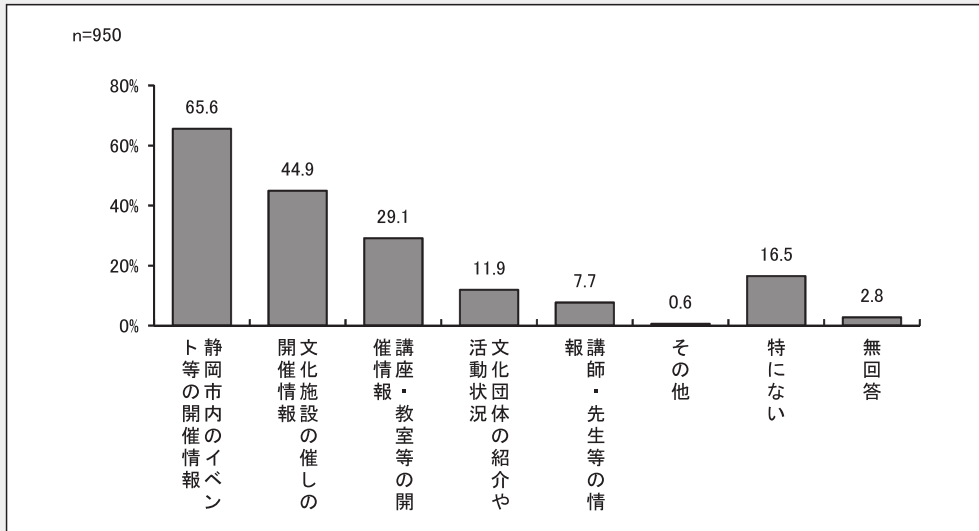
(○はいくつでも)



芸術文化等情報の入手経路は、「新聞・雑誌」が52.2%と最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」が48.3%、「広報しずおか」が41.2%などとなっている。

問4

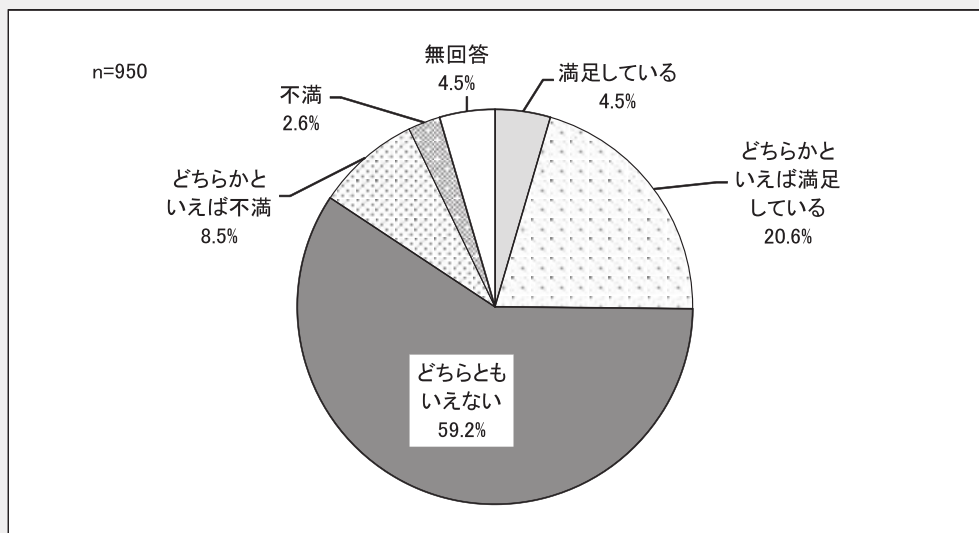
あなたが知りたい芸術文化等の情報とは、どのようなものですか。
(○はいくつでも)



知りたい芸術文化等の情報は、「静岡市内のイベント等の開催情報」が65.6%と最も多く、次いで「文化施設の催しの開催情報」が44.9%、「講座・教室等の開催情報」が29.1%などとなっている。

問5

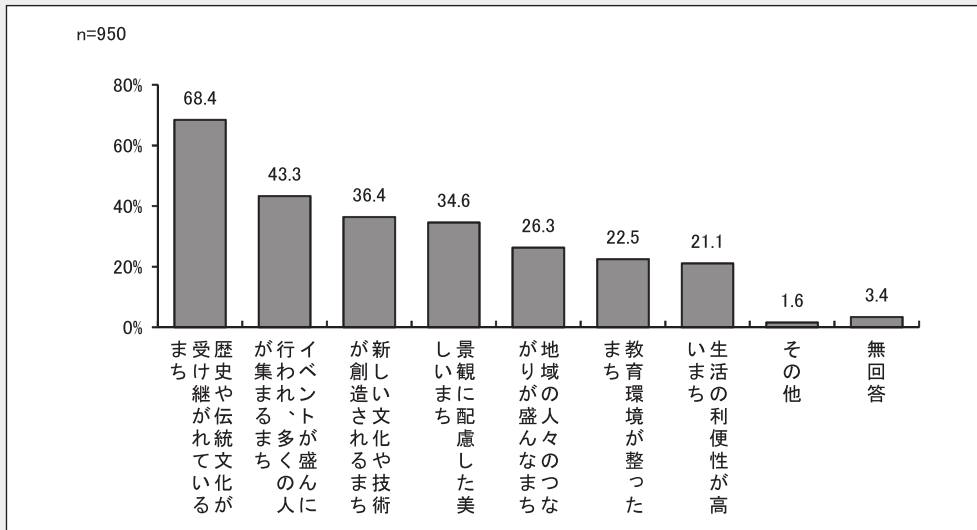
静岡市が行っている、文化事業や文化施設の管理運営などの取組に満足していますか。
(○は1つだけ)



文化事業・施設の管理運営などの満足度は、「どちらともいえない」が59.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば満足している」が20.6%、「どちらかといえば不満」が8.5%などとなっている。また、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた「満足している」は25.2%、「不満」と「どちらかといえば不満」を合わせた「不満」は11.2%となっている。

問6

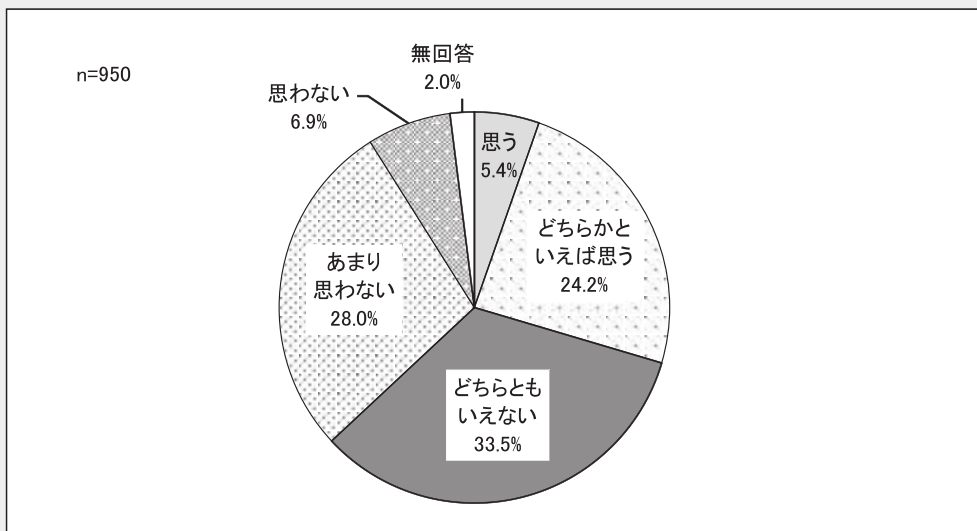
「文化的なまち」という言葉から、どのようなまちをイメージしますか。
(○はいくつでも)



「文化的なまち」という言葉のイメージは、「歴史や伝統文化が受け継がれているまち」が68.4%と最も多く、次いで「イベントが盛んに行われ、多くの人が集まるまち」が43.3%、「新しい文化や技術が創造されるまち」が36.4%などとなっている。

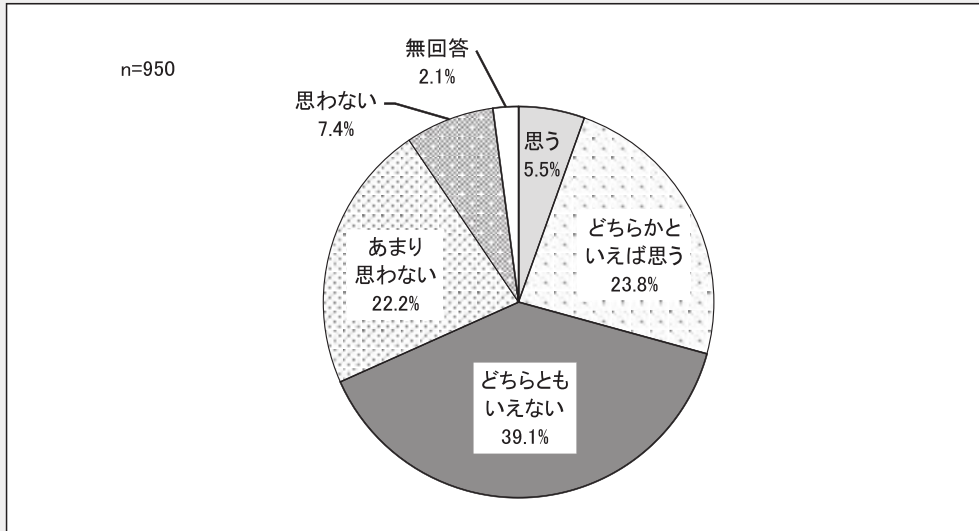
問7

静岡市は、身近に芸術文化等が感じられるまちだと思いますか。
(○は1つだけ)



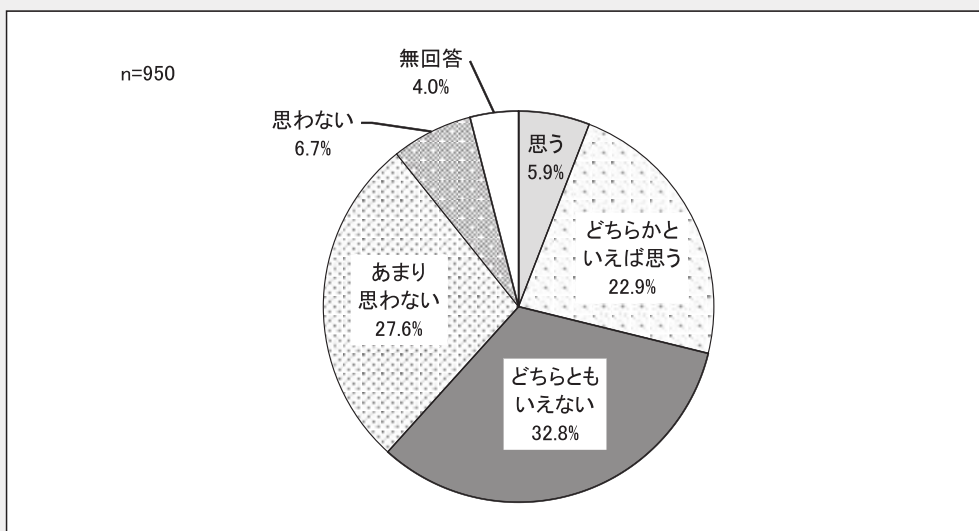
身近に芸術文化等が感じられるまちだと思うかは、「どちらともいえない」が33.5%と最も多く、次いで「あまり思わない」が28.0%、「どちらかといえば思う」が24.2%などとなっている。また、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた「思う」は29.6%、「思わない」と「あまり思わない」を合わせた「思わない」は34.9%となっている。

問8 静岡市は、芸術文化等の鑑賞や創作・参加の体験などの活動がしやすいまちだと思いますか。(○は1つだけ)



芸術文化等の活動がしやすいまちだと思うかは、「どちらともいえない」が39.1%と最も多く、次いで「どちらかといえば思う」が23.8%、「あまり思わない」が22.2%などとなっている。また、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた“思う”は29.3%、「思わない」と「あまり思わない」を合わせた“思わない”は29.6%となっている。

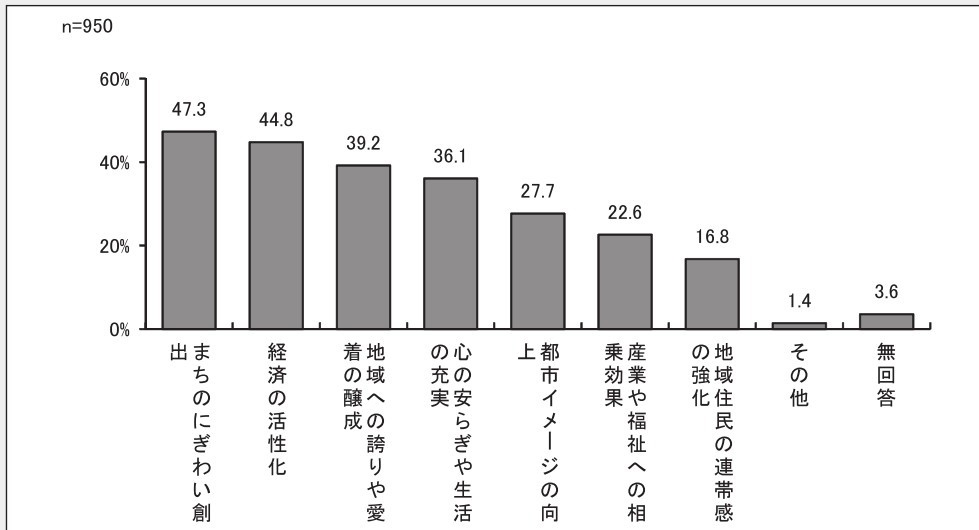
問9 静岡市は、芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思いますか。(○は1つだけ)



芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思うかは、「どちらともいえない」が32.8%と最も多く、次いで「あまり思わない」が27.6%、「どちらかといえば思う」が22.9%などとなっている。また、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた“思う”は28.8%、「思わない」と「あまり思わない」を合わせた“思わない”は34.3%となっている。

問10

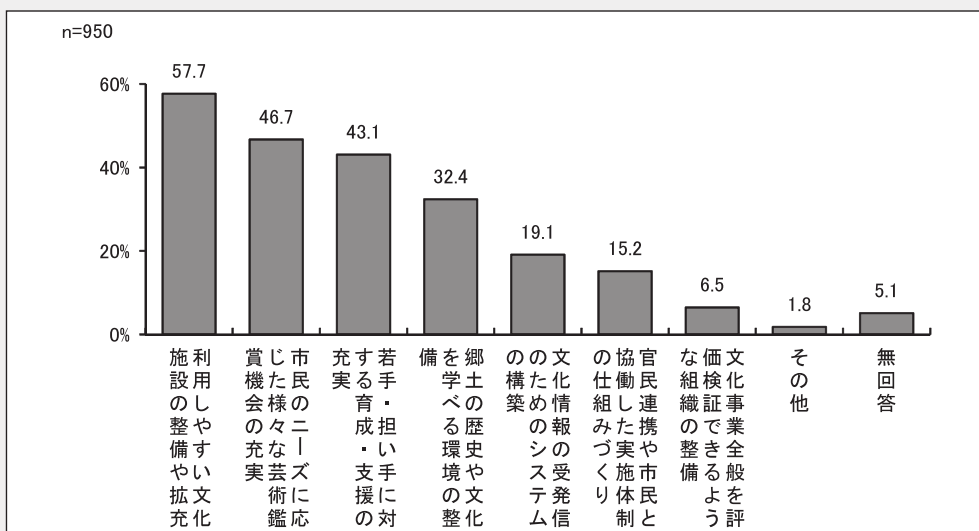
芸術文化等の活動が充実することにより、あなたが期待する効果は何ですか。(○は3つまで)



活動の充実により期待される効果は、「まちのにぎわい創出」が47.3%と最も多く、次いで「経済の活性化」が44.8%、「地域への誇りや愛着の醸成」が39.2%などとなっている。

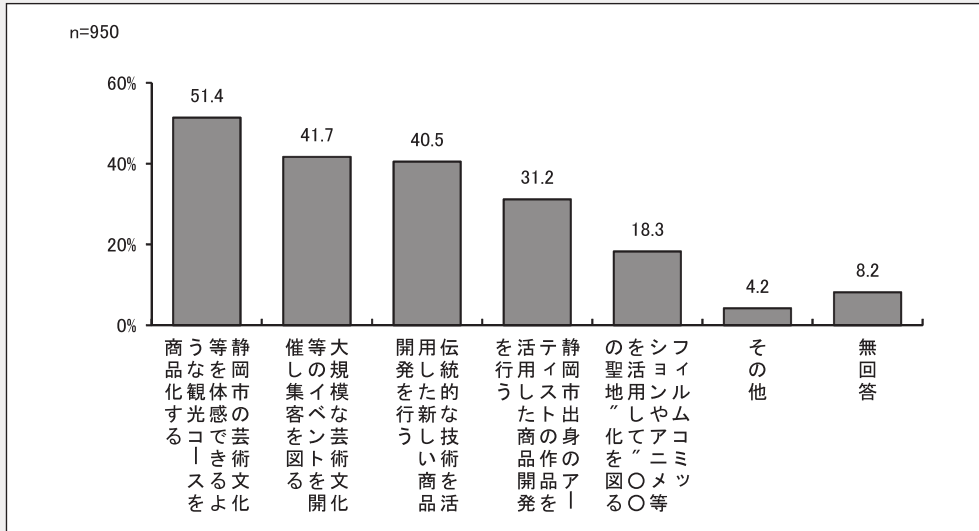
問11

芸術文化等を行う環境をよりよくするためには、どのような取組が必要だと思いますか。(○は3つまで)



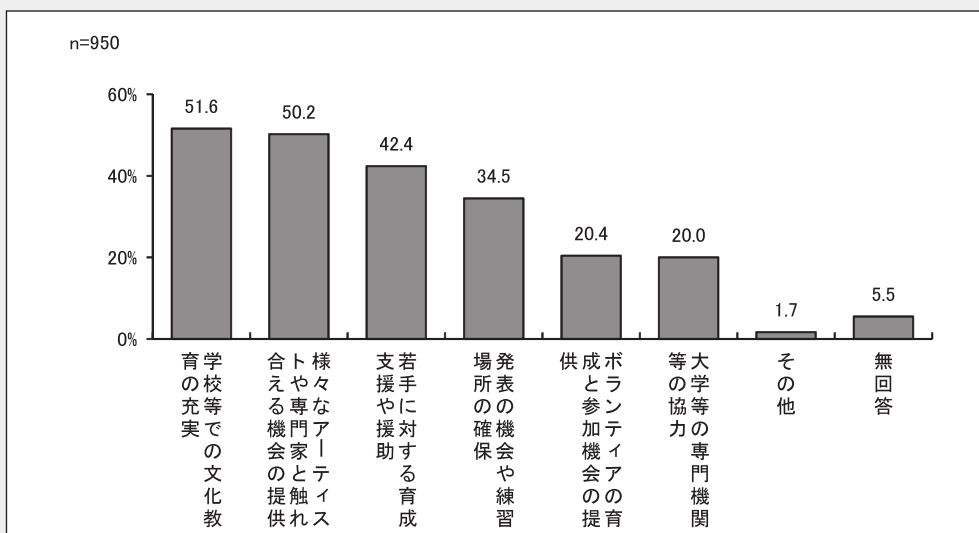
活動環境をよりよくするために必要な取組は、「利用しやすい文化施設の整備や拡充」が57.7%と最も多く、次いで「市民のニーズに応じた様々な芸術鑑賞機会の充実」が46.7%、「若手・担い手に対する育成・支援の充実」が43.1%などとなっている。

問12 芸術文化等と産業が結びつき、共に発展するためには、どのような取組が必要だと思いますか。(○は3つまで)



産業と共に発展するために必要な取組は、「静岡市の芸術文化等を体感できるような観光コースを商品化する」が51.4%と最も多く、次いで「大規模な芸術文化等のイベントを開催し集客を図る」が41.7%、「伝統的な技術を活用した新しい商品開発を行う」が40.5%などとなっている。

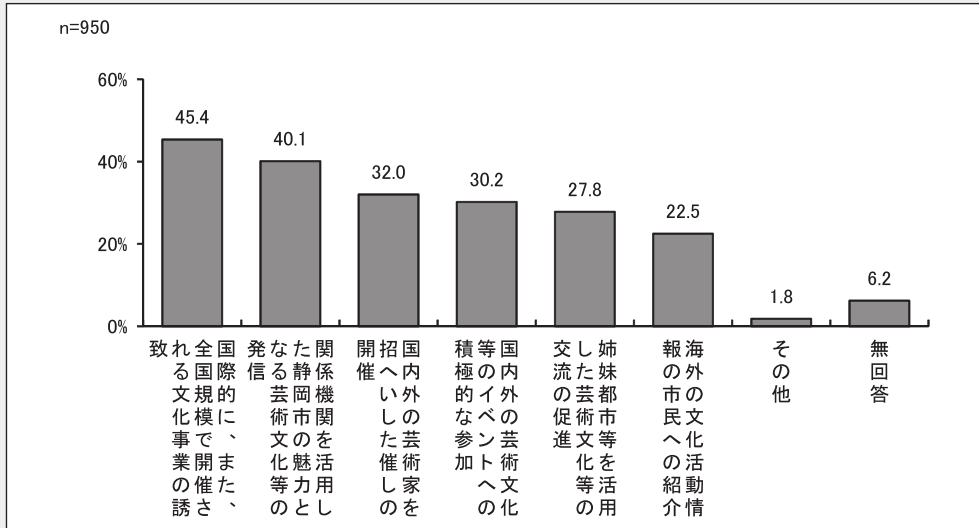
問13 芸術文化等の担い手を育成するためには、どのような取組が必要だと思いますか。(○は3つまで)



担い手を育成するために必要な取組は、「学校等での文化教育の充実」が51.6%と最も多く、次いで「様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」が50.2%、「若手に対する育成支援や援助」が42.4%などとなっている。

問14

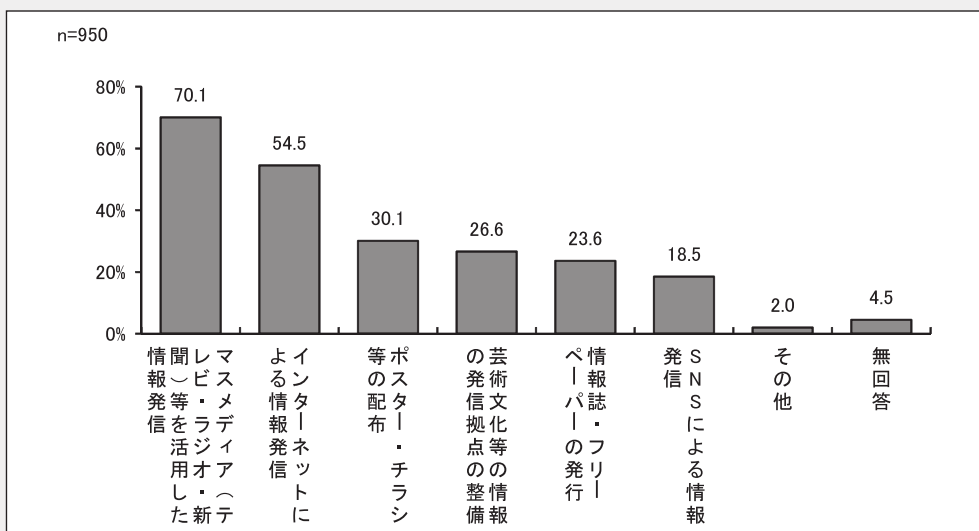
国内外との芸術文化等の交流を図るには、どのような取組が必要だと思いますか。(○は3つまで)



国内外との交流を図るために必要な取組は、「国際的に、また、全国規模で開催される文化事業の誘致」が45.4%と最も多く、次いで「関係機関を活用した静岡市の魅力となる芸術文化等の発信」が40.1%、「国内外の芸術家を招へいした催しの開催」が32.0%などとなっている。

問15

芸術文化等の情報発信の強化をするには、どのような取組が必要だと思いますか。(○は3つまで)



情報発信を強化するために必要な取組は、「マスメディア（テレビ・ラジオ・新聞）等を活用した情報発信」が70.1%と最も多く、次いで「インターネットによる情報発信」が54.5%、「ポスター・チラシ等の配布」が30.1%などとなっている。

2 静岡市文化振興計画策定に係る芸術文化団体調査結果

- 調査対象：静岡市文化協会加盟団体 27 団体
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成28年5月12日から平成28年6月3日
- 回収率：74%（20件）

静岡市文化振興計画策定の参考とするため、静岡市文化協会加盟の文化団体に対しアンケート調査を実施しました。それによると、団体が芸術文化等の活動を行う上で抱えている課題としては、『構成員の高齢化や若い世代の入会の減による会員数の減少』と回答する団体が最も多く、団体の存続にかかわるものとして深刻に捉えていることがわかりました。それに次いで、『活動の場の確保』を課題としてあげ、市内で芸術文化等の活動を行うには、まだまだ施設等の環境が十分ではないという意見が多くありました。

今後の活動の中で力を入れていきたいこととしては、人的課題を解決するための手段として、『自分たちの行う芸術文化等の活動を多くの人に知ってもらおう』ことが大切だとし、『活動を披露する場や体験してもらおう機会を確保する』こと、また、『広報宣伝などに力を入れていく』ことが必要であり、特に小中学校などでの文化体験の必要性やその効果に期待する意見が多くみられました。

市の芸術文化等の活動をより活発にするには、『強いメッセージを示す特色ある政策のもと、活動環境の整備を図りながら他団体との活発な交流や連携を行う』ことが必要だとし、芸術文化等をまちづくりに活かしていくには、『幅広い年代の人々が一緒になり文化を楽しむことができる機会の充実』が必要だとする意見がありました。

市の文化行政に対しては、『各区の特色を活かした取組や個性ある方針』を求める意見のほか、『練習や発表などの活動の場としての施設の充実』、また、活動を知ってもらうための広報、アピール事業としての『小中学校での体験機会の取組』に対する意見など、活動に対する支援を求める意見が多くみられました。

これらの意見を総合すると、文化団体において次世代の担い手育成等の人づくり、創作、発表等を行う場所づくり、交流による芸術文化等の活動の活性化は共通の課題となっていることがわかりました。

3 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例

平成28年3月18日

条例第21号

芸術文化、歴史文化に代表される文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むために必要なものです。

また、文化の持つ創造性や、地域の文化資源は、観光、産業、教育等の様々な分野において、活力にあふれる豊かなまちを生み出すちからとなります。

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る広大な市域と豊かな自然環境に恵まれ、歴史的にも東西交通の要衝として栄えてきました。加えて、国の特別史跡である登呂遺跡が稲作農耕文化の姿を今に伝える弥生時代、今川義元公がこの地で今川文化を開花させた戦国時代、徳川家康公の大御所政治の下、ヨーロッパ諸国の外交団を迎えるなど、わが国の政治経済の中心地となるとともに、静岡浅間神社や国宝久能山東照宮の造営に全国の名工が集まり匠の技を競った江戸時代と、古代から近世を通じて、文化の要衝として栄えてきたまちでもあり、独自の文化を生み出してきました。

一方で、羽衣伝説を今に伝える三保松原が、芸術の源泉と信仰の対象として世界文化遺産に登録された富士山の構成資産として認められ、本市が持つ文化資源が再認識される契機となりました。また、街かどで表現される演劇、音楽、大道芸などが本市特有の文化として定着するとともに、文化施設を核とした様々な文化的取組が生まれています。

このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源を市民共通の財産として最大限に活用し、広く発信すれば、国内外から多くの人々が訪れ、まちににぎわいが生まれます。それは、市民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持ち、高い意識の下、さらに先の次元を目指して文化を創造することのできる、元気と魅力にあふれたまちの実現にもつながります。

そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化の調和、創造、発展を進め、文化のちからによりまちににぎわいを生み出し活力ある文化都市しずおかを創造・発信することにより、国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化及び歴史文化に代表される市の文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、もって個性豊かな文化の創造及び文化を活かした交流による活力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術文化 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。
- (2) 歴史文化 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。
- (3) 文化活動 文化を創造し（芸術作品の創造及び発表を含む。）、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。
- (5) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民の自主性及び創造性が尊重されること。
- (2) 市民が常に文化に関する意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。
- (3) 豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。
- (4) 次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。
- (5) 市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化が尊重され、その活用が図られること。
- (6) 本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。
- (7) 各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携し、及び協働して文化活動が行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手としてその活力及び創意を生かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(文化団体の責務)

第5条 文化団体は、基本理念にのっとり、市民が充実した文化活動を行うための環境を整えるとともに、文化活動を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事業者の事業活動を通じて文化活動を振興するよう努めるものとする。

(教育機関の責務)

第7条 教育機関は、基本理念にのっとり、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専門知識を有する人材を育成するとともに、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱かせるための支援を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策を行うに当たっては、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図るものとする。

3 市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(文化振興計画)

第9条 市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する施策の推進に関すること。

(歴史文化に関する資源の活用)

第10条 市は、文化財その他の歴史文化に関する資源を保護するとともに、当該資源を観光資源として活用し、その魅力を国内外に発信するものとする。

(特徴的な芸術文化の継承、発展及び活用)

第11条 市は、本市において生まれ、形成された本市を特徴づける街かどで表現される演劇、音楽、大道芸その他の芸術文化の継承及び発展を図るとともに、当該芸術文化を活用し、交流の活性化を図るものとする。

(交流の活性化に資する文化事業の開催等の推進)

第12条 市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、市民その他の多くの人々が文化活動を行うことができる文化事業の開催及び誘致を推進するものとする。

(国際的な催しにおける市の芸術文化の紹介)

第13条 市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、国際的な催しに際し、市の芸術文化を紹介する取組を推進するものとする。

2 市は、前項の取組の推進に当たっては、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(文化を享受する機会の拡大)

第14条 市は、年間を通じて、市民その他の多くの人々が多様な文化を享受することができるよう、文化を鑑賞し、体験し、及び文化活動の成果を発表する機会の拡大を図るものとする。

(子どもに対する文化教育の充実等)

第15条 市は、子どもの文化に関する感性を磨き、その表現力を高めるため、教育機関等と連携して、学校、地域その他の場所における文化に関する教育を充実させ、及び子どもの文化活動が積極的に行われるための支援を行うものとする。

(文化活動の担い手の育成等)

第16条 市は、市民が文化活動を将来にわたり行うことができる環境を充実させるため、文化団体等と連携して、文化活動の担い手の発掘、育成及び支援を行うものとする。

(市民及び文化団体等の顕彰)

第17条 市は、市の芸術文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる市民及び文化団体等の顕彰を行うものとする。

(伝統的な文化の保存及び継承)

第18条 市は、伝統芸能その他のわが国古来の伝統的な文化に対する誇りと愛着を市民が持つことができるよう必要な措置を講ずるとともに、その保存及び継承に努めるものとする。

(文化に関する情報を発信する機会の充実)

第19条 市は、文化を通じた交流の活性化を図るとともに、市民の自主的かつ主体的な文化活動を支援するため、文化に関する情報を発信する機会の充実を図るものとする。

(静岡市文化振興審議会)

第20条 文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 文化振興計画の目標の達成度及び効果の検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

4 静岡市文化振興審議会委員名簿

(50音順)

| 氏名 | 役職 |
|--------|----------------------------|
| 上利博規 | 静岡大学 人文社会科学部教授 |
| 家木征二 | 公募委員 |
| 掛井一也 | (株)静岡新聞社 編集局次長兼文化生活部長兼論説委員 |
| 久保田 隆 | 静岡商工会議所 観光・飲食部会部会長 |
| 是永詔司 | 静岡市文化協会 会長 |
| 佐々木 雅幸 | 文化庁 文化芸術創造都市振興室長 |
| 鈴木 緑 | 公募委員 |
| 田中豊稲 | (公財) 静岡市文化振興財団 業務執行理事 |
| 成島洋子 | (公財) 静岡県舞台芸術センター 芸術局長 |
| 森 理世 | 静岡市観光親善大使 |

5 静岡市文化振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例第9条に規定する、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）の策定について必要な事項を調査及び検討するため、静岡市文化振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化振興計画の策定に関して、必要な事項の調査検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化振興計画の策定に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は観光交流文化局次長の職にある者を、副委員長は観光交流文化局文化振興課長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事項について、必要な調査及び研究をさせるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、観光交流文化局文化振興課長の職にある者及び別表に掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、観光交流文化局文化振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、観光交流文化局文化振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

| |
|-------------------|
| 総務局広報課長 |
| 企画局企画課長 |
| 市民局生涯学習推進課長 |
| 観光交流文化局MICE・国際課長 |
| 観光交流文化局観光交流課長 |
| 観光交流文化局歴史文化課長 |
| 観光交流文化局文化財課長 |
| 経済局商工部産業政策課長 |
| 経済局商工部産業振興課長 |
| 経済局農林水産部農業政策課長 |
| 教育委員会事務局教育局教育総務課長 |
| 教育委員会事務局教育局学校教育課長 |
| 教育委員会事務局教育局中央図書館長 |

6 策定経緯

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 平成 28 年 4 月 1 日 | 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例施行 |
| 5 月 25 日～ 6 月 14 日 | 静岡市の芸術文化等に関する市民意識調査実施 |
| 5 月 26 日 | 第 1 回静岡市文化振興計画策定委員会・幹事会合同会議 |
| 6 月 27 日 | 第 1 回静岡市文化振興審議会 |
| 7 月 6 日 | 第 2 回静岡市文化振興計画策定幹事会 |
| 8 月 4 日 | 第 3 回静岡市文化振興計画策定幹事会 |
| 8 月 24 日 | 第 2 回静岡市文化振興審議会 |
| 10 月 12 日 | 第 2 回静岡市文化振興計画策定委員会・第 4 回幹事会合同会議 |
| 10 月 25 日 | 第 3 回静岡市文化振興審議会 |
| 11 月 4 日 | 重要政策検討会議 |
| 11 月 25 日～ 12 月 26 日 | パブリックコメントによる市民意見募集 |
| 平成 29 年 1 月 18 日 | 第 3 回静岡市文化振興計画策定委員会・第 5 回幹事会合同会議 |
| 1 月 25 日 | 第 4 回静岡市文化振興審議会 |
| 2 月 10 日 | 経営会議 |



静岡市文化振興計画

平成29年3月

編集・発行 静岡市 観光交流文化局 文化振興課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1040
FAX 054-221-1407
E-mail bunka@city.shizuoka.lg.jp